

防災集団移転促進事業に参加される方

災害公営住宅へ入居される方への補助について

防災集団移転促進事業に参加される方（町が整備する高台住宅団地へ移転される方）、災害公営住宅へ入居される方に対し、以下の補助を行います。

※ 申請及び交付決定より先に、融資契約、工事着手、引っ越しを完了された方は事業の対象外となりますのでご注意ください。

※ 融資契約、工事着手、引っ越しは、補助金交付決定後に行ってください。

※自己資金のみで住宅再建し、借り入れのない方は、個別移転⇒南三陸町被災住宅再建支援事業補助金についてをご覧ください。

1 対象と助成内容

移転促進区域※



災害公営住宅へ入居される方

住居の移転に伴う引っ越し費用
従前住宅の取り壊し費用など
上限：80万2千円

防災集団移転促進事業に参加される方
(町が整備する高台住宅団地に移転される方)

住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成
(年利率は8%以内)

住宅建設（購入） 上限：457万円

土地購入 上限：206万円

住宅用地造成 上限：59万7千円

住居の移転に伴う引っ越し費用

従前住宅の取り壊し費用など

上限：80万2千円

※移転促進区域とは？

町が指定した災害危険区域のうち、安全な高台等へ移転をすることが適当であると認めた区域をいいます。

2 申請に際しての注意点

① 申請受付時期については以下のとおりです。

【防災集団移転促進事業に参加される方】⇒ 貸付決定通知・売払決定通知受領後

【災害公営住宅へ入居される方】⇒ 災害公営住宅入居本申し込み後

② 申請を受け付け後交付決定までに、書類審査等のため期間を要しますので、工事着手等の1か月前を目安に早めの申請をお願いいたします。

③ 「手続きの流れ」をご確認ください。

担 当：南三陸町保健福祉課
被災者支援係

電 話：0226-29-6451